



領土・主権に係る情報発信(提言) フォローアップ状況

2016年11月

外務省

(1) 外交機会を捉えた発信

◆ コリエーレ・デッラ・セーラ紙(イタリア)による岸田外務大臣インタビュー(2016年3月19日付)(G7外相会合前の外遊時)
「脅威となる行動を止めるようイタリアから中国に働きかけを」
「中国は、日本の固有の領土である尖閣諸島における公船による頻繁な領海侵入、東シナ海における一方的な石油・ガス開発を継続している。また、南シナ海においても大規模な埋立てや拠点構築等、一方的な現状変更の試みを更にエスカレートさせており、日本を含む国際社会に深刻な懸念を引き起こしている。これは、単にアジア太平洋地域の問題ではなく、法の支配に基づく国際秩序をいかに維持していくかという、欧洲も含む世界全体にとっての問題である。」

(2) 他国と連携した発信

◆ 「アジアにおける最近の情勢に関するG7外相声明」(2016年9月20日)

「我々は、地域の緊張を高めるあらゆる一方的な行動に対する反対を改めて表明するとともに、東シナ海において発生した最近の事案への懸念を表明する。」



◆ 「日米豪閣僚級戦略対話 共同ステートメント」(2016年7月15日)

「閣僚は、東シナ海において、現状を変更し緊張を高め得るあらゆる強制的又は一方的な行為に反対し、この地域における状況について引き続き緊密に意思疎通を行う。」

◆ 「海洋安全保障に関するG7外相声明」(2016年4月11日)

「我々は、東シナ海及び南シナ海における状況を懸念するとともに、紛争の平和的管理及び解決の根本的な重要性を強調する。」

(1) シンクタンクと連携した発信(セミナー、シンポジウムの開催)

◆ 英シンクタンク主催セミナー「アジアのルールに基づく秩序の保護」(2016年9月)

→昨今の中国の動きは、ASEANで形成された既存の秩序に対する挑戦であり、最終的には米国を超えようとする拡張的行為の一部である旨指摘。さらに、異なる安全保障「秩序」を持つ欧州諸国においても、アジア太平洋地域において、より積極的に貢献できることもあるのではないかとの問題提起も行った。(英国外務省幹部)

(参加国の範囲を同志国に限定した形で、政府関係者、有識者及びメディア関係者等が長時間集中的に議論を実施。日本からも外務省幹部、有識者が出席。議論の内容は英外務省に直接報告されること等に鑑み、政策及び世論に対する影響力並びに拡散効果は大きい。)

(2) 外国メディアを通じた発信(被招へい者による発信)

◆ スペイン・ラ・バンダアルディア紙

『中国は法の支配を尊重すべき』(招へい記者による岸副大臣インタビュー)(2016年11月2日付)

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本の固有の領土であることに疑いの余地はない。さらに日本は尖閣諸島を実効的に支配している。したがって、我々にとり領有権の問題は存在しない。

70年代まで中国は、尖閣諸島への領有権を一度たりとも主張しなかった。しかし、中国は最近になり、これら海域周辺の現状を一方的に変更しようとの意図を強めた。



◆ タイムズ・オブ・インディア紙(サチン・パラシャル記者)

『南シナ海について考え方を述べることを日本がインドに希望』(2016年10月24日付)

本年8月、15隻の中国の海洋法執行部隊の船が尖閣諸島付近の日本の領海に侵入した。日本の海洋安全保障に関する関心の高まりが、尖閣諸島への日本の支配に中国が挑戦する東シナ海において、増大する中国の自己主張の強さに直接的に比例することは明白である。

(3) 有識者による発信①(被招へい者による発信)

◆ ライアン・スコーピル米マーケット大学助教授

『中国にはすまないが、尖閣諸島の領有権主張は日本に理あり』(米ナショナル・インテラスト誌)(2016年1月11日)

→ 尖閣諸島の領有権の主張は日本のほうが優れている。領有権問題の最善の解決法は、関連する歴史的事実と法的規則である。これらの点において、日本は優位な立場にある。



◆ アーサー・ハーマン米ハドソン研究所上席研究員／ルイス・リビー同上級副所長

『中国政府の次の一手は、東シナ海』(ウォール・ストリート・ジャーナル・アジア版)(2016年1月26日)

→ 日本は尖閣諸島の領有権を主張しており、中国は1970年代まではそれに同意しているようであった。しかし、同地域に原油が埋蔵していると報道されると、中国は尖閣諸島は中国の海上戦略上重要であるとの判断を下すとともに領有権を主張し始めた。

(4) 有識者による発信②(国内有識者の派遣)

◆ 柳原正治・九州大学教授(2016年1月 オランダ及び英国)

「近代及び現代の日本の『領土』」(於:蘭ハーグ・グローバル正義研究所)(2016年1月25日)

→ 尖閣諸島の場合、1905年以降、日本の民間人は日本政府の許可を受けて工場を操業するなどの事業を展開していた。一時200名以上が居住して、漁業等を営んでいた。1895年以降の日本による実効的な支配は十分証明されると考える。



◆ 宮家邦彦・キヤノングローバル戦略研究所研究主幹(2016年9月 ポーランド、ハンガリー及びスウェーデン)

ハンガリー・ネットニュース「index.hu」(2016年9月23日掲載)

→ 今日の中国は、経済成長が鈍化してきていることから、国外に危機を作り出すために国際法を無視し、南シナ海において人工の島を建設し、軍備を配備している。

(1) HPの作成



- 外務省HP上に、「日本の領土をめぐる情勢」特設ウェブサイトを開設。
- 全ての国連公用語を含む12言語で発信。
- 在外公館HPのトップページに、上記特設ウェブサイトのリンクを掲載。
- 尖閣諸島、竹島、北方領土に関する基本データを記載するとともに、Q&A形式で、日本と関係国の主張の違いについても解説を付している。

(2) 政策広報動画及びパンフレットの作成



領土関連動画

- 平成25年に尖閣諸島、竹島に関する計4本の動画を制作。
- 外務省HP及びYouTubeに掲載。
- 尖閣諸島:約67万人、竹島:約145万人の視聴者獲得。
- 尖閣、竹島等に関するパンフレット及びフライヤー(外務省HPから無料ダウンロード可能)、竹島に関するスマートフォンアプリを作成。



動画「海における法の支配」

- 平成28年3月15日、NHK「おはよう日本」で報道(推定320万人視聴)、外務省HP・Facebookに掲載した動画も30万人閲覧。
- CNNのCM枠で放映:平成28年3月7日~20日に放映し、計約9000万人が視聴。
- 欧米・東南アジア・中東のメディア(BBC, TIME等、200メディア)及びYoutubeに広告掲載。

(1) 在外公館の発信力強化

◆ PRコンサルの活用と外部専門家の雇用

- PRコンサルによる助言、メディアトレーニングの実施、メディアとのネットワーク構築により、在外公館長の発信力を質量ともに強化。**主権・領土に関する発信や反論投稿・申入れも迅速に実施。**
(例)・在ベトナム大使による講演(於:ホーチミン国家政治学院)『海洋安全保障における日本の役割』(2015年11月20日)
 - ・**在ニューヨーク総領事のニューヨーク・タイムズ紙への反論投稿『日本と領土を巡る主張』**(2015年2月11日)
「竹島と北方領土が両方とも我が国固有の領土であることは、しっかりと文書にも残されている。」
- 主要国公館において、**広報分野業務専門家の雇用**により**発信体制を強化**。
(例)HP改訂頻度・内容増強、SNSアカウント開設による在外公館HP閲覧数・SNSフォロワー数の増加。

(2) 発信拠点の拡充

◆日本研究支援

(現代日本政治、外交に関する研究を支援)

・将来に亘る米国知識層の対日理解促進

・知日派研究者の育成・支援

- 米3大学(コロンビア、MIT、ジョージタウン)へ各**500万ドル**を拠出し、新規教授・教員ポストを設置。
- 欧米を中心とした主要大学を対象に国際交流基金が**合計1.5億円**を助成(7大学で現代日本関連プログラムを新規立ち上げ)。

◆日本語教育拠点の抜本的拡充

➤ さくらネットワーク(※)のメンバー数を**127→287**に拡充し支援を実施。

※海外の中核的な日本語教育機関をつなぐ国際交流基金のネットワーク

・中核機関の活動活性化による学習者の拡大、
教育水準向上

・メンバー間協働による日本語教育環境の整備